

令和元年9月秋田市議会定例会追加提出予定案件

	件名	説明
1	<p data-bbox="347 465 660 504" style="text-align: center;">「条例案」 1件</p> <p data-bbox="252 562 742 734">秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="252 745 742 875">・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）：令和元年5月31日公布、令和元年10月1日施行 <li data-bbox="252 887 742 1016">・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号）：令和元年5月31日公布、公布の日施行 	<p data-bbox="754 562 916 595">○改正理由</p> <p data-bbox="754 607 1374 875">特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正（令和元年内閣府令第8号）等に伴い、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者の運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p data-bbox="754 887 916 920">○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="754 931 1374 1061">1 一般原則に、子どもの保護者の経済的負担の軽減について配慮する旨を加える。 <li data-bbox="754 1072 1374 1202">2 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業における利用者負担額等の受領方法を改める。 <li data-bbox="754 1214 1374 1388">3 市長は、特定地域型保育事業者による連携施設の確保が困難であると認めるときは、代替保育を提供しないことができること等とする。 <li data-bbox="754 1400 1374 1529">4 特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供する場合の基準を改める。 <li data-bbox="754 1541 1374 1671">5 特定地域型保育事業者の連携施設の確保に関する経過措置の適用期間を5年から10年に延長する。 <li data-bbox="754 1682 1155 1715">6 その他規定を整備する。 <p data-bbox="754 1727 916 1760">○施行期日</p> <p data-bbox="786 1771 1107 1805">令和元年10月1日から</p>